

4. 施設系・居住支援系サービス





目次

Agenda

(1) 施設入所支援

(2) 共同生活援助

※自立生活援助については、県の集団指導資料等を参考にして
ください。

（１）施設入所支援

1. 運営基準の見直し

① 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない。
- また、以下の i、ii の体制の整備を令和 6 年度から努力義務化。令和 8 年度からは義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - i 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - ii 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】 地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日（令和 8 年度から）

② 感染症発生時に備えた平時からの対応

- 新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時における対応についても協議を行うことを義務化

（１）施設入所支援

1. 運営基準の見直し

③地域との連携

- 各事業所に「地域連携推進会議」を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。
 - i 利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ii 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - iii iの報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

(1) 施設入所支援

2. 基本報酬の見直し

○利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

20人⇒10人ごとに変更

(1) 施設入所支援

3. 地域移行の実績の評価

○障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

下記の要件を満たしている場合に、1年を限度として1日につき所定単位数に利用定員の減少数を乗じた単位数を加算する。

- ①前年度に退所し、地域生活が6月以上継続している者が1名以上いる
- ②利用定員を減少させたとして届け出をする

【新設】地域移行支援体制加算

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	15単位/日	13単位/日	11単位/日	8単位/日	6単位/日
41人～50人	9単位/日	7単位/日	6単位/日	5単位/日	4単位/日
51人～60人	7単位/日	6単位/日	5単位/日	4単位/日	3単位/日
61人～70人	5単位/日	4単位/日	3単位/日	3単位/日	2単位/日
71人～80人	4単位/日	3単位/日	3単位/日	2単位/日	2単位/日
81人以上	3単位/日	3単位/日	2単位/日	2単位/日	2単位/日

（１）施設入所支援

４．その他の主な新設・改定点①

○夜間看護体制加算を看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

【現行】

生活支援員に代えて看護職員を1以上配置している場合 夜間看護体制加算 60単位/日

【見直し後】

生活支援員に代えて複数の看護職員を配置している場合、所定単位数に加え、さらに35単位数に看護職員1を超えて配置した人数を乗じた単位数を加算する。

【拡充】夜間看護体制加算 60単位/日+35単位/日×1を超えて配置した人数

○入所する者に対し、通院に係る支援を実施した際の加算を創設する。

【新設】通院支援加算 17単位/回（1月に2回を限度）

○入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜間職員配置体制加算で配置される夜間職員の要件を緩和する。

(1) 施設入所支援

4. その他の主な新設・改定②

○重度障害者支援加算について、区分6かつ行動関連項目10点以上の報酬区分を新設。

行動関連項目18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

		現行	見直し後	
Ⅱ (1)	実践研修修了者配置	7単位/日	区分6かつ10点以上 実践研修修了者配置	360単位/日 ※初期500単位/日
Ⅱ (2)	10点以上	180単位/日 ※初期+500単位/日	区分6かつ18点以上 中核人材養成研修修了者配置	360単位/日+150単位/日 ※初期500単位/日+200単位/日
Ⅲ (1)			区分4以上かつ10点以上 実践研修修了者配置	180単位/日 ※初期400単位/日
Ⅲ (2)			区分4以上かつ18点以上 中核人材養成研修修了者配置	180単位/日+150単位/日 ※初期400単位/日+200単位/日

○広域的支援人材が訪問等し、集中的支援を行った場合に所定単位数を加算する。

【新設】集中的支援加算（Ⅰ） 1,000単位/回（3月以内の期間に限り1月に4回を限度）

○集中的な支援が必要な者を受け入れ、集中的な支援を行った場合に所定単位数を加算する。

【新設】集中的支援加算（Ⅱ） 500単位/日（3月以内の期間に限る）

（1）施設入所支援



4. その他の主な新設・改定点③

○施設内感染の防止や、感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。

①新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること

②協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること

③感染症対策にかかると一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること

【新設】 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月

○医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。

【新設】 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月

○新興感染症の発生時に、施設内で感染した障害者に対して、施設内療養を行った場合に評価。

【新設】 新興感染症等施設療養加算 240単位/日（1月に5日を限度）



目次

Agenda

(1) 施設入所支援

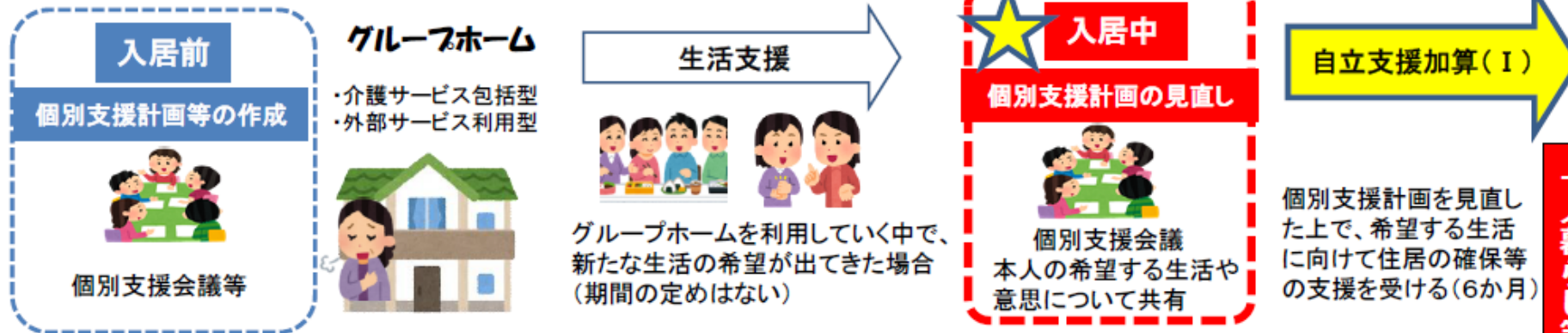
(2) 共同生活援助

(2) 共同生活援助



グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職（社会福祉士や精神保健福祉士）を常勤専従で7：1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



(2) 共同生活援助



グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 *6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 *入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 *移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 *自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) *自立支援加算(Ⅰ)に加算

*移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 *退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 *退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

- ✓ 退去後共同生活援助サービス費の算定にあたっては、入居中とは別の支給決定が必要ですので、当該利用者の受給者証を発行する区役所(自治体)へご相談ください。

(2) 共同生活援助

基本報酬区分の見直し等

- ▶ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ▶ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6：1以上）

【現行】共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位/日）

【見直し後】共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600**単位 区分5：**456**単位 区分4：**372**単位 区分3：**297**単位 区分2：**188**単位 区分1以下：**171**単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新設】人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83単位/日** 区分3以下 **77単位/日** *特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配

人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33単位/日** 区分3以下 **31単位/日** *特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配



(2) 共同生活援助

日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。
- ただし、**日中サービス支援型**は当該加算の**対象外**とする。

【現行】 支援の3日目から算定可

【見直し後】 支援の初日から算定可 *介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。

個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
- その上で、**居宅介護等を8時間以上利用**する場合には、所定単位数の**100分の95に相当する単位数**を算定する。

(2) 共同生活援助



強度行動障害を有する者の受け入れ態勢の強化（重度障害者支援加算）

 = 新設

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

障害支援区分 4 以上				障害支援区分 6			
行動関連項目 10点以上 ※実践研修修了者配置		行動関連項目 18点以上 ※中核的人材養成研修修了者配置		行動関連項目 10点以上 ※ 実践研修 修了者配置		行動関連項目 18点以上 ※中核的人材養成研修修了者配置	
受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 + 150単位	初期 + 200単位	受入・体制 360単位	初期 500単位	個別支援 + 150単位	初期 + 200単位

- ✓ 行動関連項目18点以上に該当する場合は、令和6年4月中に障害福祉サービス受給者証を再発行します。
- ✓ 利用者が当該加算対象者かどうかは、**受給者証**でご確認ください。

(2) 共同生活援助



共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。

地域との連携等【新設】

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、**おおむね1年に1回以上**、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、**おおむね1年に1回以上**、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、**これを公表する**。

- ✓ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ✓ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ✓ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、**令和7年度から義務化**。